

令和8年度賦課金について

1. 賦課基準

(1) 経常賦課金

- ・豊沢川地区 千㎡当り 5,972円 (経常経費 4,200円、県営事業分担金 1,772円)
- ・上太田、柴沼、大沢地区 千㎡当り 3,911円 (経常経費 3,911円)
- ・高木島地区 千㎡当り 5,245円 (経常経費 4,945円、県営事業分担金 300円)

(2) 特別賦課金 (借入金償還特別賦課金)

- ・新田地区 千㎡当り 2,000円
- ・大沢地区 千㎡当り 500円
- ・柴沼地区 千㎡当り 500円
- ・太田地区 千㎡当り 500円
- ・鍋割地区 千㎡当り 500円

昨年度の当年度賦課金及び過年度未収賦課金につきましては、お陰さまをもちまして収納率100%となりました。公平性を期すためにも、今後ともよろしくお願いたします。

2. 賦課期日

- (1) 経常賦課金 令和 8 年 4 月 1 0 日
- (2) 特別賦課金 (借入金償還特別賦課金) 令和 8 年 4 月 1 0 日

3. 納付期限

- (1) 経常賦課金 **第1期 令和 8 年 4 月 3 0 日**
第2期 令和 8 年 1 1 月 2 日
- (2) 特別賦課金 (借入金償還特別賦課金) **令和 8 年 1 1 月 2 日**

4. 納付場所及び取扱金融機関

- (1) 納付期限内の場合……当土地改良区、花巻農業協同組合 各本支店、岩手銀行 各本支店、花巻信用金庫 各本支店
- (2) 納付期限を過ぎた場合…当土地改良区、花巻農業協同組合 各本支店

令和8年度経常賦課金全期前納及び第1期、管理施設使用料の**口座振替日**は、**納付期限と同日の令和8年4月30日**です。

口座振替をされている方は、**前日までに残高の確認**をお願いします。
(振替口座への当日のご入金につきましては、場合により振り替え出来ないことがありますので、ご注意ください。)

お振り込みの場合は、振込人名を組合員名でお振り込みをお願いします。
(組合員名ではないお名前でのお振り込みは、その組合員の納入確認がとれません。)
なお、振込手数料は振込依頼人負担となりますので、ご了承ください。

また、**窓口(現金)納付の方は、納付期限内の納入**をお願いします。

● **口座振替をご利用ください** ●
口座振替が可能な金融機関は、花巻農業協同組合、岩手銀行、花巻信用金庫となっております。
ご希望される場合は、当土地改良区にお申し出ください。



組合員の皆様へ

次のような時は、必ず土地改良区に届け出をお願いします。

(土地改良法第43条 権利義務の承継及び決済、土地改良法第44条 組合員の資格得喪の通知義務)

○農地を貸借したとき、または解約したとき

○農地を売買または交換したとき

- ・毎年4月1日を基準日とする土地原簿、組合員名簿をもとに、新年度の賦課金を計算しております。
- ・基準日以後に届け出があった場合は、前組合員(前耕作者や前所有者)に賦課されますので新組合員(新耕作者や新所有者)と前組合員の当事者同士で精算をしていただくこととなります。
- ・届け出の際は、新組合員と前組合員の**両者の記名押印が必要**となります。
- ・賃借の場合は、耕作者と所有者の契約内容により「准組合員の加入」と「賦課金の分担の申し出」が必要になる場合があります。
- ※事前に農業委員会にご相談をお願いします。
- ※貸借契約の期間が満了となり解約となる場合にも届け出が必要です。
- ※貸借や売買により組合員が変更になる場合、未納賦課金がありますと新たな組合員が承継し納付しなければなりませんので、契約前に納付状況をご確認ください。

○組合員が亡くなったとき、または住所や電話番号が変わったとき

○農地を相続や贈与されたとき

- ・農地の貸借(解約)や売買等の場合と同様に、届け出をお願いします。
- ・賦課金の口座振替を希望される場合は、その届け出が必要となります。

○農地を農用地以外(宅地等)に転用するとき

○公共用地(道路等)に買収されたとき

- ・農地転用や公共事業に伴う買収により地区除外をされる場合は、「**地区除外の申請**」と「**決済金の納入**」が必要となり、地区除外の申請や決済金を納付されない場合は、翌年度も賦課されます。
- ・決済金の金額につきましては、事前に確認をお願いします。
- ※貸借や売買の手続きと同様に、事前に農業委員会にご相談をお願いします。

農業委員会や法務局等の公共機関で土地の権利移動の手続きをされても、土地改良区に届け出がなければ土地原簿や組合員名簿の修正は行われません。

○水路敷地などを使用したいとき

- ・土地改良区が管理している水路や土地を排水放流や進入路等で使用したい場合は、土地改良区への申請が必要です。
- また、公共下水道や農業集落排水への排水接続により土地改良区が管理している水路等を使用しなくなった場合には、その届け出をお願いします。